

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
成年後見支援貯金に関する特約 1～7. (省略) 8. (手数料) この貯金口座の開設、維持・管理に係る費用（定期金交付目的で振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合を<u>含みます。</u>）として、「指示書」記載の交付金額とは別に、当組合所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとします。 9～11. (省略) 12. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。 (2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u>	成年後見支援貯金に関する特約 1～7. (省略) 8. (手数料) この貯金口座について、定期金交付目的で振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合<u>(追加)</u>、「指示書」記載の交付金額とは別に、当組合所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとします。 9～11. (省略) 12. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。 (2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上 <u>(令和2年4月1日現在)</u>